

関係各位

5月公表の発注見通しについて

このことにつきましては、例年5月10日に公表していますが、今年は下記の日程で公表しますのでお知らせします。

また、6月以降の公表時期につきましては、例年どおり行いますので、併せてお知らせします。

記

1 公表時期

(1) 5月の公表

5月20日とする。

(2) 6月以降の公表

毎月1日付けで更新するものとする。ただし、1月については1月10日とする。

※公表予定日が休日又は祝日である場合には、その日以降最初の休日又は祝日でない日に公表するものとする。